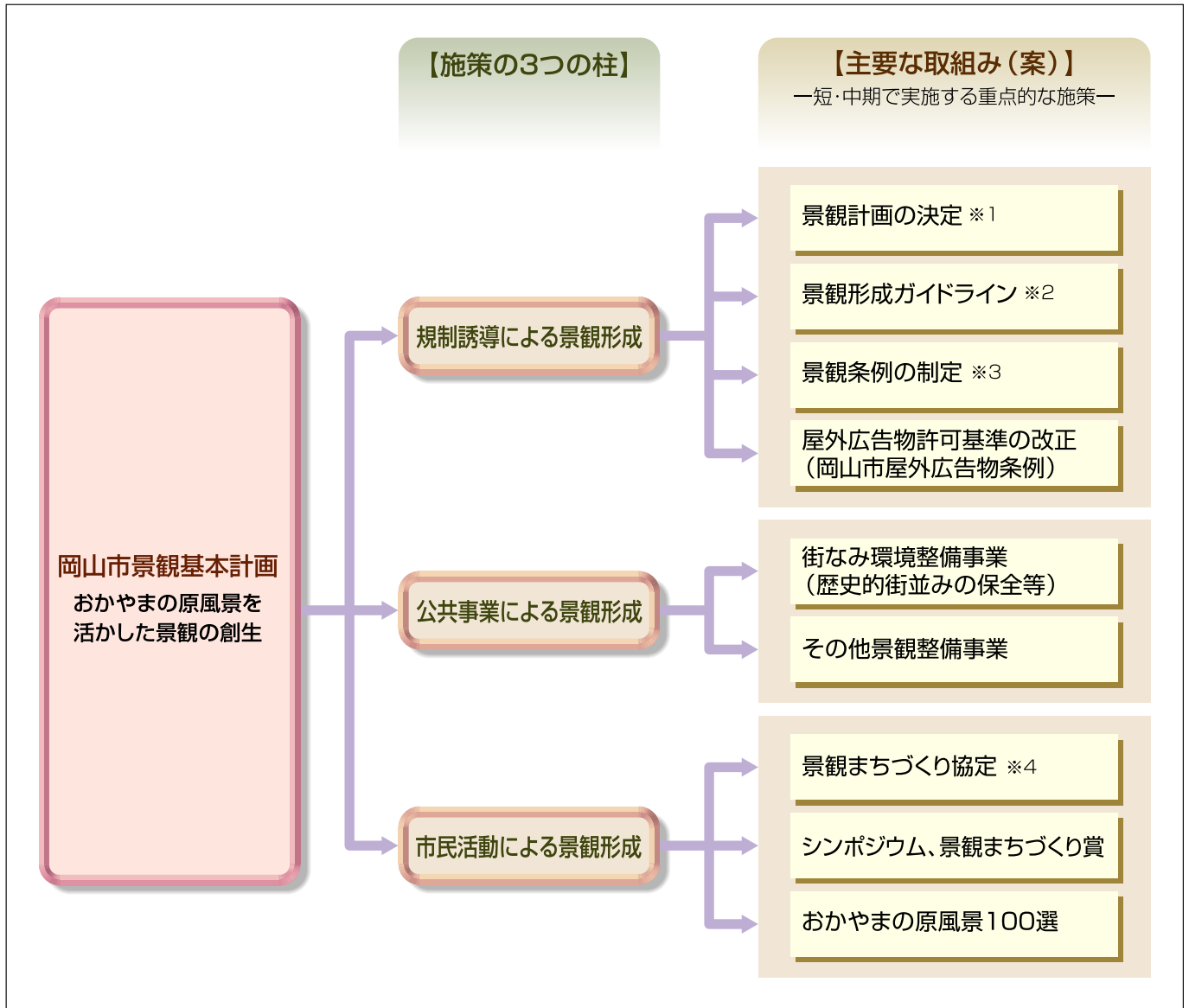


4 景観形成の実現に向けて

岡山市が目指す景観形成を実現するためには、主体となる市民・事業者・行政の各々が景観形成における役割を理解・認識し、互いに協働しながら効果的に施策を展開していくこと、また、自分たちのできるところから積極的に景観形成に取り組んでいくことが大切です。

このため、次のような景観形成施策の柱を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの施策間の連携を保ちながら、緊急かつ効果的な施策から先行的に取り組んでいきます。



※1 景観計画とは…………… 景観法に基づいて区域を定め、建築物等の規制・誘導により良好な景観形成を図る法定計画です。

※2 景観形成ガイドライン…………… 景観形成への先導的な役割を担う公共施設整備や建築行為等について、景観形成の設計指針を策定します。

※3 景観条例の制定…………… 景観形成への取組み姿勢を明らかにし、景観法を補完する仕組みとして、景観条例を制定します。

※4 景観まちづくり協定…………… 住民主体の景観まちづくりを行なう上で良好な景観形成を図るための「まちづくりのルール」です。